

団体営調査設計事業実施要綱の運用

昭和46年 6月25日付け46農地D第 368号
最終改正 平成21年 3月31日付け20農振第2093号

各 地 方 農 政 局 長
北 海 道 開 発 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事
全国土地改良事業団体連合会会長
農 林 漁 業 金 融 公 庫 総 裁
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 理 事 長

あて

農林水産省農村振興局長

- 1 都道府県は、要綱第3の表の1に定める業務に係る補助金交付に当たっては、都道府県知事（以下「知事」という。）が適当と認める農業土木に関する専門技術者を置く土地改良区、市町村、農業協同組合等の団体又は都道府県土地改良事業団体連合会であって当該業務を行う能力のあるものに限り、当該補助金を交付するものとする。
- 2 都道府県は、要綱第3の表の3に定める業務に係る補助金交付に当たっては、知事が適当と認める農業土木に関する専門技術者を置く団体又は都道府県土地改良事業団体連合会であって当該業務を行う能力のあるものに限り、当該補助金を交付するものとする。
- 3 都道府県の補助にかかる調査設計及び要綱第2の2の団体が実施する事業は、単年度で完了するものとする。
- 4 要綱第3の表の2に定める業務の内容は次に掲げるものとする。
 - (1) 都道府県単位で行う業務
業務の実施に当たっては、当該事業実施区域の存する都道府県等と調整の上、以下の事業を実施するものとする。
 - ア 農村振興総合整備事業等の実施に関する啓発普及（要綱第3の表の2のウに限る。）
 - イ 農村振興総合整備事業等に関する技術向上対策
 - ウ 農村振興総合整備事業等に関する技術指導
 - エ アからウまでに掲げる業務の遂行のために必要な調査研究等
 - (2) 全国単位で行う業務
ア 農村振興総合整備事業等の実施に関する啓発普及（要綱第3の表の2のウに限る。）
イ 都道府県単位で行う業務に対する指導等
業務の実施に当たっては、都道府県等と調整の上、以下の事業を実施するものとする。
 - ア 都道府県単位で行う業務等についての指導及び情報の提供
 - イ 都道府県単位で行う業務等の担当者に対する技術向上対策
 - ウ ア及びイの業務の遂行のために必要な調査研究等
- 5 要綱第3の表の4に定める業務の内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 中山間地域総合整備事業の実施に関する啓発普及
 - (2) 中山間地域総合整備事業に関する技術向上対策
 - (3) 中山間地域総合整備事業に関する技術指導
 - (4) (1)から(3)までに掲げる業務の遂行のために必要な調査研究等